

最高裁秘書第3664号

令和3年12月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

11月2日付け（同月4日受付，第030680号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

10月25日付け最高裁判所事務総局家庭局第一課長事務連絡「家事調停手続におけるウェブ会議の試行開始について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和3年10月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 戸 莉 左 近

家事調停手続におけるウェブ会議の試行開始について

(事務連絡)

家事調停手続におけるウェブ会議（以下「本件ウェブ会議」という。）の試行については、令和3年4月22日付け当職事務連絡「家事調停手続におけるウェブ会議の試行について」によりお知らせし、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所において、必要となる回線及び機器等の整備のほか、検討体（PT）を中心に、家事調停手続の特殊性を踏まえたウェブ会議の在り方の検討等の一連の準備を進めてきたところですが、同年12月8日（水）以降、各庁の準備状況に応じて順次、本件ウェブ会議の試行を開始することとしました。同日以降に実施される調停期日で、調停委員会において相当と判断した事案において、ウェブ会議による調停が実施されることとなります。

については、この旨を所属の職員（裁判官を含む。）に周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。